○納税通知書の見方

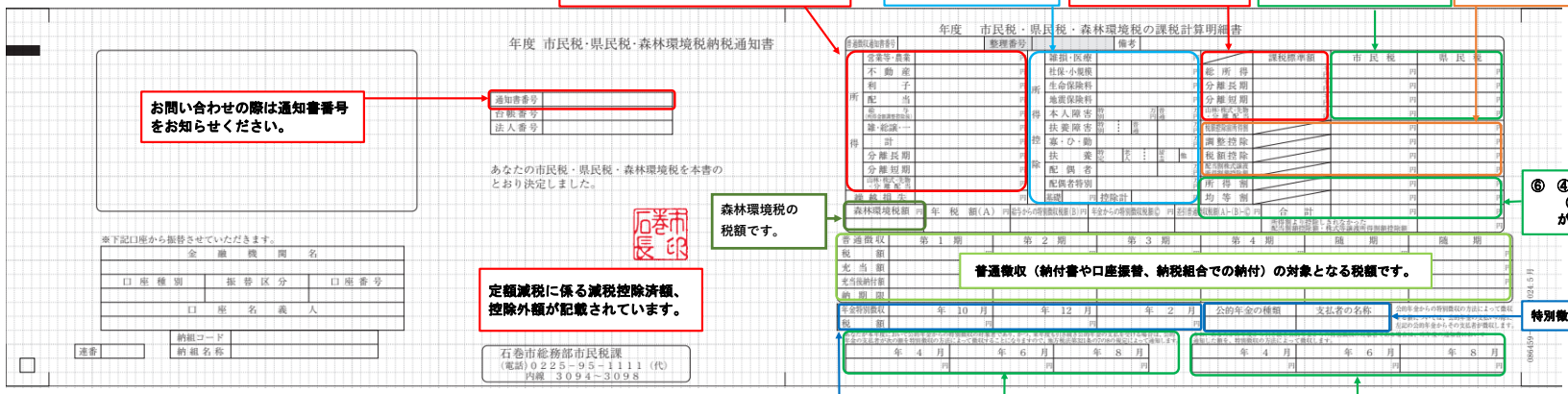

① 前年１月から１２月までの収入額等です。（例）令和６年度の所得額は、令和５年１月から１２月までの収入額等を基に計算しています。

② ①の総所得金額から控除される金額です。

③ ①から②を引いた課税対象となる所得額です。

④ ③から計算した市民税と県民税の金額です。

⑤ ④から控除できる金額です。税額控除には配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除の合計額が記載されます。

⑥ ④から⑤を引いた額の合計（均等割と所得割の合計）が対象年度の税額です。